

(趣旨)

第1条 この告示は、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害及び避難路の閉塞を防止することを目的として、危険性の高いブロック塀等を除却し、耐震改修し、又は再築(以下「除却等」という。)する者に対し、予算の範囲内において、北杜市補助金等交付規則(平成16年北杜市規則第51号)及びこの告示に基づき補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 補強コンクリートブロック造及び組積造の塀(公共事業の補償の対象となるものは除く。)をいう。
- (2) 避難路 北杜市耐震改修促進計画で定める避難路又は通学路をいう。
- (3) 危険性の高いブロック塀等 建築物の既設の塀の安全点検について(平成30年6月21日国住指第1130号国土交通省住宅局建築指導課長通知)で定める外観に基づく点検の項目において、いずれかの項目に不適合となったブロック塀等をいう。
- (4) 重要路線 山梨県及び北杜市の地域防災計画に記載された第一次緊急輸送道路又は第二次緊急輸送道路(以下、「緊急輸送道路等」という。)若しくは緊急輸送道路等から指定避難所まで至る道路で北杜市が指定した道路をいう。
- (5) 耐震改修 一般財団法人日本建築防災協会が発行する既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説で定める改修工事をいう。
- (6) 再築 構造物を除却し、新たに塀又はフェンスを設置することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する個人とする。

- (1) 危険性の高いブロック塀等の所有者
- (2) 市税等及び延滞金を滞納していない者
- (3) 同一敷地において、過去にこの告示に基づき補助金を交付されたことがない者
- (4) 北杜市暴力団排除条例(平成24年北杜市条例第29号)第2条第4号に規定する暴力団又は同条第5号に規定する暴力団員等でない者

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、避難路に面して設置されている危険性の高いブロック塀等の除却等を行う事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施に要する費用とし、次の各号に掲げる経費とするものとする。

- (1) 危険性の高いブロック塀等の除却に要する経費
- (2) 危険性の高いブロック塀等の耐震改修に要する経費
- (3) 危険性の高いブロック塀等の再築に要する経費
- (4) 前3号の施工において発生した危険性の高いブロック塀等の処分に要する経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次に掲げる額のいずれか少ない額として、予算の範囲内で市長が定めた額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 次のア及びイに掲げる額のいずれか少ない額に3分の2を乗じて得た額
 - ア 補助対象経費の合計額
 - イ 補助対象事業に該当する危険性の高いブロック塀等の延長1メートルにつき1万5,000円を乗じて得た額。ただし、重要路線については延長1メートルにつき25,000円を乗じて得た額とする。
- (2) 20万円。ただし、重要路線については30万円とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、北杜市ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類を添えて、補助対象事業に着手する前までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 除却の場合 次に掲げる書類
 - ア 事業計画書(様式第2号)
 - イ 縮尺2,500分の1以上の位置図
 - ウ 施工前の写真
 - エ 施工に要する費用の見積書の写し

- オ 市税等納税証明願(様式第3号)
 - カ 危険性の高いブロック塀等の所有者であることが判断できる書類
 - キ 危険性の高いブロック塀等であることが判断できる書類
 - ク その他市長が必要と認める書類
- (2) 耐震改修及び再築の場合 次に掲げる書類
- ア 前号アからクまでに掲げる書類
 - イ 計画図(配置図、平面図、立面図及び断面図)

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、速やかに関係書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、北杜市ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する通知に、必要な条件を付すことができる。
(変更等の承認)

第9条 前条第1項の規定により交付決定を受けたもの(以下「補助事業者」という。)は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、北杜市ブロック塀等安全確保対策支援事業変更等承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 施工箇所又は施工方法を変更しようとする場合
- (2) 補助金の額を変更しようとする場合
- (3) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合

2 市長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、速やかに承認の可否を決定し、北杜市ブロック塀等安全確保対策支援事業変更等承認通知書(様式第6号)により補助事業者には通知するものとする。
(実績報告)

第10条 補助事業者は、当該補助対象事業が完了したときは、北杜市ブロック塀等安全確保対策支援事業実績報告書(様式第7号)に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類を添えて、事業の完了の日から起算して1箇月を経過した日又は事業の完了の日が属する年度の3月10日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 除却の場合 次に掲げる書類
 - ア 事業の完了を確認できる全景写真
 - イ 施工業者の請求書及び領収書の写し
 - ウ その他市長が必要と認める書類
- (2) 耐震改修及び再築の場合 次に掲げる書類
 - ア 事業の完了を確認できる全景写真及び施工中の写真
 - イ 完成図面(配置図、平面図、立面図及び断面図)
 - ウ 施工業者の請求書及び領収書の写し
 - エ その他市長が必要と認める書類

(額の確定及び補助金の交付)

第11条 市長は、前条に規定する実績報告書を受けたときは、その内容を検査し、補助金を交付すべきものと認める場合は、補助金の額を確定し、速やかに北杜市ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金確定通知書(様式第8号)により補助事業者には通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた補助事業者が補助金の交付を請求しようとするときは、北杜市ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による請求書により、補助金を交付するものとする。
(補助金の取消し及び返還)

第12条 市長は、次の各号に掲げる場合は、補助金の決定を取り消すことができる。

- (1) 申請者が虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けた場合
- (2) 補助事業者が補助金を他の用途に使用し、当該補助事業に関する補助金の決定内容に違反した場合
- (3) 補助事業者が実施した除却等の方法が不相当と認められる場合
- (4) 補助事業者が再築により設置した塀、フェンス等を設置後10年以内に撤去した場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容、条件その他法令に違反した場合

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合であって、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(有効期限)

- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付決定された補助金については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

附 則(令和元年5月20日告示第10号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第47号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、第2条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に1号を加える改正規定、第6条の改正規定、及び様式第1号の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の北杜市ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金交付要綱第2条、第6条及び様式第1号の規定は、令和3年4月1日以後に申請書が提出された補助金の交付から適用し、同日前に申請書が提出された補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則(令和4年2月18日告示第7号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現に改正前のそれぞれの告示の様式の規定により作成されている用紙は、改正後のそれぞれの告示の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(令和6年3月27日告示第30号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の北杜市ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金交付要綱の規定は、施行の日以後に申請書が提出された補助金の交付から適用し、同日前に申請書が提出された補助金の交付については、なお従前の例による。

- 3 この告示の施行の際、改正前の北杜市ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金交付要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え使用することができる。

様式第1号(第7条関係)

(表)

北杜市ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

北杜市長 様

申請者
住所
氏名
電話番号

北杜市ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金の交付を受けたいので、北杜市ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

1 事業区分 除却 耐震改修 再築

2 工事概要 事業計画書のとおり

3 工事費等

(1) 工事費 円

(2) 補助申請額 円

※ 補助申請額については、20 万円(重要路線にあつては 30 万円)を限度とし、1, 0 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

※ 添付書類

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 位置図(縮尺1/2, 500以上)

(3) 施工前の写真

(4) 計画図(配置図、平面図、立面図及び断面図)(耐震改修・再築の場合に限る。)

(5) 施工に要する費用の見積書の写し

(6) 市税等納税証明願(様式第3号)

(7) ブロック塀等の所有者であることが判断できる書類

(8) 危険性の高いブロック塀等であることが判断できる書類

(9) その他市長が必要と認める書類

(裏)

【情報提供等に関する署名欄】

- 1 ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助の可否を決定するに当たり、固定資産課税台帳、建築確認申請その他この事業の事務遂行に必要な公募の閲覧又は照会を行うことに同意します。
- 2 北杜市暴力団排除条例（平成24年北杜市条例第29号）第2条第4号に規定する暴力団又は同条第5号に規定する暴力団員等ではないことを誓約します。

本人署名_____

様式第 2 号（第 7 条関係）

事業計画書

申請者	住所	
	氏名	
1 事業の区分	☐ 除却 ☐ 耐震改修 ☐ 再築	
2 工事の内容	除却 L= m、H= m、厚さ= c m 塀の種類：	
	耐震改修・再築 L= m、H= m 塀の種類：	
3 所在地	北杜市	
4 工事請負者		
5 事業に要する経費	円	
6 工事予定期間	年 月 日 から 年 月 日	
7 添付図書	除却	位置図、施工前の写真、施工に要する費用の見積書の写し、市税等納税証明願、ブロック塀等の所有者であることが判断できる書類、危険性の高いブロック塀等であることが判断できる書類、その他市長が必要と認める書類
	耐震改修・再築	位置図、施工前の写真、計画図（配置図、平面図、立面図及び断面図）、施工に要する費用の見積書の写し、市税等納税証明願、ブロック塀等の所有者であることが判断できる書類、危険性の高いブロック塀等であることが判断できる書類、その他市長が必要と認める書類
備考		

様式第3号(第7条関係)

市税等納税証明願

年 月 日

北杜市長

住 所
氏 名
生年月日

現在、市税等及び延滞金を滞納していないことを証明願います。

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

市区町村長

印

様式第4号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

北杜市長



北杜市ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請があった北杜市ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金交付申請書を審査したところ、適当と認められるので、北杜市ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

1 交付決定額 円

2 所在地 北杜市

3 事業区分 除却 耐震改修 再築

4 交付の条件

- (1) 施工箇所及び施工方法の変更、経費の額の変更、補助事業を中止又は廃止しようとする場合は承認を得なければならない。
- (2) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書その他の収支を証する書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。
- (3) 改修により取得した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部について市への納付を命じることがある。
- (4) 改修により取得した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

様式第5号(第9条関係)

北杜市ブロック塀等安全確保対策支援事業変更等承認申請書

年 月 日

北杜市長 様

申請者
住所
氏名
電話番号

年 月 日付け第 号で交付の決定を受けた北杜市ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金について、下記のとおり事業計画を変更したいので、北杜市ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

- 1 所在地 北杜市
- 2 事業区分 除却 耐震改修 再築

3 変更内容

(1) 変更の理由

(2) 変更後の除却、耐震改修又は再築に係る工事費
円

(3) 変更後の補助金の額
円

※ 補助金の額については、除却・耐震改修・再築とも20万円を限度とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

様式第 6 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

北杜市長



北杜市ブロック塀等安全確保対策支援事業変更等承認通知書

年 月 日付けで申請があった北杜市ブロック塀等安全確保対策支援事業変更等承認申請書を審査したところ、適当と認められるので、北杜市ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

- 1 所在地 北杜市
- 2 事業区分 除却 耐震改修 再築
- 3 変更後の交付決定額 円

様式第7号(第10条関係)

北杜市ブロック塀等安全確保対策支援事業実績報告書

年 月 日

北杜市長 様

申請者
住所
氏名
電話番号

年 月 日付け第 号で交付の決定を受けた北杜市ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金について、下記のとおり事業が完了したので、北杜市ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により報告します。

- 1 所在地 北杜市
- 2 事業区分 除却 耐震改修 再築
- 3 完了年月日 年 月 日
- 4 添付書類
 - (1) 除却の場合
 - ア 事業の完了を確認できる全景写真
 - イ 施工業者の請求書及び領収書の写し
 - ウ その他市長が必要と認める書類
 - (2) 耐震改修・再築の場合
 - ア 事業の完了を確認できる全景写真及び施工中の写真
 - イ 完成図面(配置図・平面図・立面図及び断面図)
 - ウ 施工業者の請求書及び領収書の写し
 - エ その他市長が必要と認める書類

様式第 8 号（第 11 条関係）

第 号
年 月 日

様

北杜市長



北杜市ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金確定通知書

年 月 日付け第 号で交付の決定をした北杜市ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金について、下記のとおりその額を確定したので、北杜市ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金交付要綱第 11 条の規定により通知します。

- 1 所在地 北杜市
- 2 事業区分 除却 耐震改修 再築
- 3 確定額 円

様式第9号（第11条関係）

北杜市ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金交付請求書

年 月 日

北杜市長 様

申請者
住所
氏名
電話番号

印

北杜市ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金の交付を受けたいので、北杜市ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

- 1 所在地 北杜市
- 2 事業区分 除却 耐震改修 再築
- 3 請求額 円
- 4 振込先

振込先金融機関名	銀行 農協 信用組合 信用金庫 店		
預金種別	普通 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			